

佐賀県選挙管理委員会告示第五十八号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程（平成六年佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第四条第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

様式第一号その一の備考の2、様式第二号その一、様式第三号その一及び様式第四号その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第四号その二中

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の
自動車登録番号

を

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の
自動車登録番号又は車両番号

に改め、同様式の備考の一中

「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加え、同様式の備考の2及び3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第六号その一の備考の一中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項

第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式の別紙3中「冊動冊位録冊号」の次に「又は冊西冊号」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。